

学校における働き方改革取組方針

安芸太田町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

安芸太田町教育委員会

《 目 次 》

1	趣旨・目指す姿	
(1)	趣旨	P. 1
(2)	目指す姿	P. 1
2	本県の学校における働き方改革の現状	
(1)	これまでの主な取組	P. 2
(2)	令和5年度から令和7年度までの成果指標の 達成状況	P. 2
3	目標・期間	
(1)	目標	P. 5
(2)	期間	P. 5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
(1)	教員の業務量の適正化	P. 6
(2)	教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備	P. 6
(3)	教員の健康及び福祉の確保に関する取組	P. 7
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	
(1)	関連する取組	P. 9
(2)	今後のフォローアップ	P. 9

1 趣旨・目指す姿

(1) 趣旨

安芸太田町教育委員会では、平成31年1月に「学校における働き方改革取組方針」(以下「本方針」という。)を策定して以降、2度の改定を経ながら、「子供と向き合う時間の確保」、「超過勤務の縮減」及び「やりがいもてる勤務」を目標・成果指標に掲げ、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、令和7年度において、「やりがいもてる勤務」については目標達成となった一方で、「子供と向き合う時間の確保」、「超過勤務の縮減」については、一定の改善が図られてきたものの、未だ目標達成には至っていない。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本町が「目指す姿」の実現に向けて、本方針に、より具体的かつ計画的な取組を盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。

(2) 目指す姿

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

2 本町の学校における働き方改革の現状

(1) これまでの主な取組

町教育委員会では、町校長会と連携を図りながら、次のような取組を行ってきた。

【環境支援】

- ◇ICT 環境の整備及び充実（電子黒板、校内 LAN の増強、1 人 1 台端末）
- ◇町費による人員の配置（ICT 支援員、特別支援教育支援員）
- ◇エアコン等設置
- ◇緊急一斉メール（すぐる）の活用
- ◇留守番電話機能の整備
- ◇校務支援システムの導入

【研修等支援】

- ◇ICT 活用のための教職員対象研修会の開催
- ◇新時代における先端技術導入実証研究事業
- ◇町主任等研修の精選、統合

【学校運営等支援】

- ◇夏季休業・冬季休業中の一斉閉庁日の設定
- ◇部活動休養日（平日 1 日、週休日 1 日）の設定
- ◇指導要録等の電子化、鑑文や公印の省略、週案の簡略化

【ICT 支援】

- ◇町管理職研修等の積極的オンライン化

【その他】

- ◇業務改善推進協議会の開催（年間 3 回）
- ◇業務改善アンケート実施（年間 2 回）
- ◇「長時間勤務等の勤務条件やメンタルヘルス不調等の健康障害に関する相談窓口」の設置

(2) 令和 5 年度から令和 7 年度までの成果指標の達成状況

《成果指標》

- ①子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が、90%以上となることを目指す。
- ②時間外在校等時間（在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間）を原則年 360 時間以内及び月 45 時間以内とする。
- ③日々の業務の中で充実感（働きがい）を得られていると感じる教員の割合が、90%以上となることを目指す。

《達成状況》

①子供と向き合う時間の確保

～子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合（目標値：90%以上）

	R 5. 7	R 5. 12	R 6. 7	R 6. 12	R 7. 7	R 7. 12
全 体	85.8%	97.9%	82.7%	92.0%	76.0%	89.8%

（業務改善アンケート調査結果より）

- 各年度の平均値をみると、目標値を達成できたのは令和5年度のみとなっている。
- 新年度になり異動してきた者や校務分掌が変わった者にとっては、不慣れた事務作業等に負担感をもち、子供と向き合えないと感じる傾向がある。
- 町内の小・中学校は全て小規模校であり、教職員定数が少ない。それにより1人あたりの校務分掌上の業務が増えてしまう状況がある。

②時間外在校等時間

～時間外在校等時間が月45時間以内の教員の割合（目標値：100%）

R 5	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	88%	94%	77%	94%	100%	92%
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	90%	95%	100%	100%	96%	93%
R 6	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	83%	85%	93%	95%	100%	93%
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	88%	97%	95%	97%	97%	92%
R 7	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	76%	83%	89%	96%	100%	90%
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	81%	93%	94%	94%	97%	88%

（校務支援システムによる入退校記録より）

- 長期休業を含む月においては、目標値達成、もしくは目標に近い値となっている。
- 勤務時間を意識した働き方は浸透しているものの、目標を達成できていない教員が固定化しており、学校全体での取組には改善の余地がある。

③充実感（働きがい）

～日々の業務の中で充実感を得られている割合（目標値：90%以上）

	R 5 . 7	R 5 . 12	R 6 . 7	R 6 . 12	R 7 . 7	R 7 . 12
全 体	86.4%	93.9%	92.7%	92.4%	90.8%	92.0%

（業務改善アンケート調査結果より）

- 令和5年12月以降、いずれも目標値を達成できている。
- 校長を中心とした組織的な学校運営により、教員が一定の心理的安全性を確保しながら、主体性をもって業務を進められていることがわかる。

3 目標・期間

(1) 目標

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間時間外在校等時間が 360 時間以下の割合を 100%にする。

② 「働きがい」に関する目標

- ・ 「仕事にやりがいがある」と感じている教職員（常勤）の割合を 100%にする。

目標達成に向けて、1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員をなくすとともに、町立小・中学校全体で 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均が 30 時間を下回る状態を堅持する。

(2) 期間

令和 8 年度～令和 11 年度

※ 政府として令和 11 年度までに教員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標に掲げていることから、本方針の取組期間についても令和 11 年度までに設定する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

前記3（1）の目標を達成するために、前記2（2）の達成状況を踏まえ、次の3つの視点で取組を推進する。

- 教員の業務量の適正化
- 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
- 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

推進に当たっては、町立学校全校の総業務量を意識しながら、全体的な業務量の削減に特に注力するとともに、学校又は教員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ、必要な取組を行っていく。

（1） 教員の業務量の適正化

◇学校行事の精選・統合や放課後の活動時間の適切な設定

《学校》

- ・ 計画当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない学校行事等の見直しや、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなどの工夫を行う。

◇部活動

《教育委員会事務局・学校》

- ・ 部活動の活動時間等の適正化を推進するとともに、部活動指導員の導入について検討を行う。
- ・ 町立中学校における地域展開等の推進に取り組む。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

《教育委員会事務局》

- ・ 学校では解決が困難な事案に対して、学校が教育委員会と連携して、弁護士等の専門家に相談ができる体制を、より効果的に活用できるように周知・徹底を図る。

（2） 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

◇授業時数の標準化、教育課程の見直し

《教育委員会事務局》

- ・ 教育課程の各科目の単位数については、各校の教育課程を毎年点検するとともに、ヒアリング等により実施状況を把握し、目的に応じた成果を上げるものとなっているかなど、必要性を含めた見直しについて、指導・助言を行うことで、各校における教育課程の適正かつ円滑な実施を図る。

《学校》

- ・ 各校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、各校の教育目標や生徒実態を踏まえ真に必要な時数とするとともに、年度当初等の時期的負担にも考慮し、一年間を通して教育活動の内容や授業時数を見直して業務量を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するなど、柔軟な設定を行う。

◇教員が支援を得られやすい体制の整備

《教育委員会事務局》

- ・ 町内教員が情報共有できるクラウド、「新しい学びプロジェクト」への参加により利用できる授業実践データベースやメーリングリスト等の活用等を通して、町内や他の自治体の教員と情報交換できる体制を構築する。

◇勤務時間管理の徹底

《学校》

- ・ 教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、校務支援システムを活用して教職員の在校等時間を遅滞なく把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。
- ・ 各学校で児童生徒の適切な登下校時刻を設定し、その徹底を図る。
- ・ 週1回以上の教職員の定時退校日の徹底を図る。

◇業務の平準化・効率化

《学校》

- ・ 教職員の在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化・効率化を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

《教育委員会事務局》

- ・ 学校が組織として福祉等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を整備する。

《学校》

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校内研修等への参加を積極的に働きかけ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇ストレスチェックの実施

《教育委員会事務局・学校》

- ・ セルフケアの充実や正確な集団分析につなげるため、ストレスチェックを実施する。

◇心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

《教育委員会事務局》

- ・ メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について積極的に周知し、利用促進を図る。

◇年休の取得促進

《学校》

- ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め、教職員の積極的な取得を促すとともに、長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、業務改善推進協議会を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者・地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、町ホームページや学校運営協議会等を通じて本計画の周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

(2) 今後のフォローアップ

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校の管理職に対する個別の支援・指導を実施する。

《長時間勤務等の勤務条件やメンタルヘルス不調等の
健康障害に関する相談窓口》

安芸太田町教育委員会 教育課 ☎ 0826-22-1212

受付時間：月曜日から金曜日までの8時30分～12時、13時～16時

(祝日及び12月29日～翌年1月3日までの日を除く)